

# 令和8年度(令和7年分) 市民税・県民税申告書の手引

## 申告書の提出期限は3月16日(月)までです

市民税・県民税の申告につきまして、毎年ご協力いただき心からお礼申し上げます。

この手引きをよくお読みになり、提出期限内に申告書を提出していただきますようお願いいたします。

### 申告をしていただく方

令和8年1月1日現在、羽咋市に住んでいる方で、令和7年1月から令和7年12月までの期間に次のような所得があった方や所得控除を受けようとする方

- 1 営業等、農業、不動産、配当、雑所得、一時所得、譲渡所得などの収入があった方
- 2 紹与所得のあった方で、次に該当する方
  - ◎ 紹与所得以外の所得があった方（紹与所得以外の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要ですが、市民税・県民税では申告が必要です。）
  - ◎ 「源泉徴収票」に記載のない控除（医療費控除、生命保険料控除、扶養控除等）を受けようとする方
- 3 公的年金等の収入のあった方で、次に該当する方
  - ◎ 公的年金等の収入以外の所得があった方（公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、それ以外の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要ですが、市民税・県民税では申告が必要です。）
  - ◎ 「公的年金等の源泉徴収票」に記載のない控除（医療費控除、生命保険料控除、扶養控除等）を受けようとする方

※所得がない方でも児童手当、公営住宅入居の申込みなどの各種申請や国民健康保険税の軽減措置を受けるために申告が必要な場合がありますので、申告書裏面下段（16通信欄）に記入のうえ、提出してください。

### ※上場株式等に係る配当所得等の課税方式の選択について

上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等（源泉徴収ありの特定口座）において、令和5年分の所得税の確定申告（令和6年度の市・県民税）から、所得税と市民税・県民税とで異なる課税方式を選択することができなくなりました。

### 申告をしなくてもよい方

- 1 税務署へ所得税の確定申告書を提出される方
- 2 紹与所得のみで、勤務先で年末調整を受けられた方

### 申告に必要なもの（領収書、証明書などは令和7年中の日付のもの）

- 1 申告書  
2 個人番号（マイナンバー）確認書類  
3 本人確認書類 } →
- 下記【1】又は【2】の提示が必要です。  
【1】「個人番号カード（マイナンバーカード）」  
【2】「通知カード」及び「本人確認書類※1」のうち1点  
※1 運転免許証、写真付き住基カード、在留カード、身体障害者手帳、学生証（写真付）等  
※郵送で提出される場合は、写しを添付してください。個人番号カードの写しは両面必要です。
- 4 令和7年中の収入や必要経費などが分かるもの  
・給与所得の源泉徴収票又は給与の支払金額が分かる書類  
・公的年金等の源泉徴収票  
・事業所得、不動産所得のある方は収支内訳書（収入及び必要経費が分かるもの）  
・その他の所得に係る収入及び必要経費等が分かる書類（シルバー人材センターからの支払明細書、個人年金、一時金等）
- 5 所得控除を受ける場合はその証明書等  
・雑損控除・・・雑損額を証明できる書類  
・医療費控除・・・医療費控除の明細書（記入の上ご持参ください）又は保険団体からの医療費通知、セルフメディケーション税制の明細書  
・社会保険料控除・・・国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、その他社会保険料の支払金額が分かる書類（国民年金保険料及び国民年金基金の掛金は控除証明書）  
・生命、地震保険料控除・・・保険会社発行の申告用控除証明書  
・障害者控除・・・障害者手帳、障害者控除対象者認定書  
・勤労学生控除・・・在学を証明する書類  
・寄附金控除・・・寄附金の受領書など

### 【市・県民税申告相談の日程と会場】

《常設会場》（土・日・祝日を除く）

月 日	時 間	対 象 地 区	申 告 相 談 会 場
2月16日(月)～3月16日(月)	9:00～11:30、13:30～16:30	市 内 全 地 区	羽咋市役所2階 203会議室

《巡回会場》

月 日	時 間	対 象 地 区	申告相談会場	対 象 地 区	申告相談会場
2月20日(金)	13:30～16:00	越 路 野 地 区	越路野公民館	千代町、垣内町、四町、上江町、千田町、円井町、本江町	邑知公民館
2月25日(水)		一 ノ 宮 地 区	一ノ宮公民館		
2月26日(木)		神 子 原 地 区	神子原公民館	飯山町、宇土野町、白瀬町、上白瀬町、福水町、中川町、白石町、尾長町、志々見町、菱分町、堀替新町	余喜公民館
3月 3日(火)		上 甘 田 地 区	上甘田公民館		
3月10日(火)		鹿 島 路 地 区	鹿島路公民館	大町、金丸出町	

※ 羽咋、千里浜、粟ノ保、富永地区の方は、常設会場（市役所203会議室）で申告相談を受け付けています。

《夜間申告》

月 日	時 間	対 象 地 区	申 告 相 談 会 場
3月 6日(金)	17:30～19:30	市 内 全 地 区	羽咋市役所2階 203会議室

### 3~4 所得控除（所得から差し引かれる金額）について（申告書の番号に対応しています）

⑬ 社会保険料控除	◎あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために負担した、社会保険料（国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、厚生年金保険料等）であるが前年中に支払った金額が控除額です。	計算欄は5頁です。												
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	◎小規模企業共済制度に基づき支払った掛金（旧第二種共済掛金を除く）や、心身障害者扶養共済の掛金で前年中に支払った金額が控除額です。													
⑮ 生命保険料控除	◎受取人があなたか、配偶者、その他の親族となっている生命保険契約、介護医療保険契約及び個人年金保険契約等に基づいて、あなたが前年中に支払った生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料を記入してください。													
⑯ 地震保険料控除	◎損害保険契約に基づく地震等損害部分や平成18年12月31日までに締結した長期損害保険などで、あなたが前年中に支払った保険料を記入してください。													
⑰ 寡婦控除	<p>◎次のいずれにも当てはまる方            ①合計所得金額が500万円以下であること            ②以下のいずれかに該当すること            ◆夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫が生死不明などの方            ◆夫と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族を有する方            ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと            ※住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載がある方は対象外</p>													
⑯ 寡婦控除	<p>◎現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方            ①合計所得金額が500万円以下であること            ②総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がいること            ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと            ※住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載がある方は対象外</p>	《控除額は26万円》												
⑰ ひとり親控除	<p>◎現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方            ①合計所得金額が500万円以下であること            ②総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がいること            ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと            ※住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載がある方は対象外</p>	《控除額は30万円》												
⑯ 勤労学生控除	<p>◎あなたが学生又は生徒で、合計所得金額が85万円以下であり、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下であれば控除が受けられます。</p>	《控除額は26万円》												
⑰ 障害者控除	<p>◎あなたや配偶者、その他の扶養親族（年齢16歳未満の年少扶養者も含む）が、障害者や特別障害者である場合、氏名・障害の程度を記入してください。            ①障害者の範囲は、知的障害者と判定された方、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳などを持っている方、要介護認定者の中で市長等から「障害者控除対象者認定書」の交付を受けた方などです。            ②特別障害者の範囲は、心神喪失の常況にある方、重度の知的障害者、身体障害者手帳1・2級の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方、戦傷病者手帳第三項症までの方、要介護認定者の中で市長等から特別障害者として「障害者控除対象者認定書」の交付を受けた方などです。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>本 人</td> <td>控除対象配偶者または扶養親族</td> </tr> <tr> <td>障害者</td> <td>260,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td>300,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td>530,000円</td> <td></td> </tr> </table>		本 人	控除対象配偶者または扶養親族	障害者	260,000円		特別障害者	300,000円		同居特別障害者	530,000円		計算欄は5頁です。
	本 人	控除対象配偶者または扶養親族												
障害者	260,000円													
特別障害者	300,000円													
同居特別障害者	530,000円													
⑯～⑰ 配偶者（特別）控除 配偶者が 障害者の場合は ⑰障害者控除も 参照してください。	<p>◎あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者（他の所得者の扶養親族とされる方、青色専従者、白色専従者を除く）の前年中の合計所得金額が58万円以下の場合は次のいずれかの控除が受けられます。また、配偶者の合計所得金額が一定以下の場合は、33万円を限度として控除が受けられます。</p> <table border="1"> <tr> <td>納税者本人の所得金額</td> <td>900万円以下</td> <td>900万円超 950万円以下</td> <td>950万円超 1,000万円以下</td> </tr> <tr> <td>一般の控除対象配偶者</td> <td>330,000円</td> <td>220,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者</td> <td>380,000円</td> <td>260,000円</td> <td>130,000円</td> </tr> </table> <p>※老人配偶者とは昭和31年1月1日以前に生まれた方です。</p>	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	一般の控除対象配偶者	330,000円	220,000円	110,000円	老人控除対象配偶者	380,000円	260,000円	130,000円	再 度 氏 名 と 住 所 を 記 載 し て く だ い。 申 告 書 裏 面 の 12 に
納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下											
一般の控除対象配偶者	330,000円	220,000円	110,000円											
老人控除対象配偶者	380,000円	260,000円	130,000円											
⑯ 扶養控除 扶養親族が 障害者の場合は ⑰障害者控除も 参照してください。	<p>◎あなたと生計を一にする年齢16歳以上の扶養親族（他の所得者の扶養親族とされる方、青色専従者、白色専従者を除く）のうち、前年中の合計所得金額が58万円以下の方があるときは、次のいずれかの控除が受けられます。</p> <table border="1"> <tr> <td>一般の控除対象扶養親族（16歳～18歳、23歳～69歳） ※平成19年1月2日から平成22年1月1日、および昭和31年1月2日から平成15年1月1日生まれの方</td> <td>330,000円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養親族（19歳～22歳） ※平成15年1月2日から平成19年1月1日生まれの方</td> <td>450,000円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養親族（70歳～） ※昭和31年1月1日以前に生まれた方</td> <td>380,000円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等以外の者</td> <td>450,000円</td> </tr> </table> <p>※同居老親等とは70歳以上の直系尊属（父母、祖父母等）で同居を常況としている方です。</p>		一般の控除対象扶養親族（16歳～18歳、23歳～69歳） ※平成19年1月2日から平成22年1月1日、および昭和31年1月2日から平成15年1月1日生まれの方	330,000円	特定扶養親族（19歳～22歳） ※平成15年1月2日から平成19年1月1日生まれの方	450,000円	老人扶養親族（70歳～） ※昭和31年1月1日以前に生まれた方	380,000円	同居老親等以外の者	450,000円				
一般の控除対象扶養親族（16歳～18歳、23歳～69歳） ※平成19年1月2日から平成22年1月1日、および昭和31年1月2日から平成15年1月1日生まれの方	330,000円													
特定扶養親族（19歳～22歳） ※平成15年1月2日から平成19年1月1日生まれの方	450,000円													
老人扶養親族（70歳～） ※昭和31年1月1日以前に生まれた方	380,000円													
同居老親等以外の者	450,000円													
⑯ 特定親族特別控除	<p>◎あなたと生計を一にする19歳以上23歳未満の特定親族（配偶者、青色専従者、白色専従者を除く）を有する場合は、特定親族の合計所得金額に応じ、45万円を限度として控除が受けられます。</p>	計算欄は5頁です。												
⑯ 基礎控除	<table border="1"> <tr> <td>合計所得金額</td> <td>基礎控除</td> <td>合計所得金額</td> <td>基礎控除</td> </tr> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>430,000円</td> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td> <td>290,000円</td> <td>2,500万円超（※適用なし）</td> <td>0円</td> </tr> </table>	合計所得金額	基礎控除	合計所得金額	基礎控除	2,400万円以下	430,000円	2,450万円超 2,500万円以下	150,000円	2,400万円超 2,450万円以下	290,000円	2,500万円超（※適用なし）	0円	付 け る こ の す る か の 控 除 を 提 明 を 受 け て く だ い。 申 告 書 裏 面 の 12 に
合計所得金額	基礎控除	合計所得金額	基礎控除											
2,400万円以下	430,000円	2,450万円超 2,500万円以下	150,000円											
2,400万円超 2,450万円以下	290,000円	2,500万円超（※適用なし）	0円											
⑯ 雜損控除	<p>◎あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が前年中に火災やその他の災害により損失を受けた場合、【差引損失額－所得金額の10%】と、【差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円】のいずれか多い方が控除額です。</p>	計算欄は5頁です。												
⑯ 医療費控除	<p>◎あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために、前年中に病院などに支払った医療費が、あなたの所得金額の5%（5%の金額が10万円を超える場合は10万円）を超える場合、その超えた金額が控除額です。            セルフメディケーション税制（地方税法附則第4条の4規定）の適用を選択する場合、特定一般用医薬品の購入費から1万2千円を引いた金額を控除額とすることができます。            《最高限度額は200万円》            《最高限度額は8万8千円》</p>	付 け る こ の す る か の 控 除 を 提 明 を 受 け て く だ い。 申 告 書 裏 面 の 12 に												

申告する所得及び控除は令和7年1月1日から  
令和7年12月31日までの1年間の分です。

## 記載例

## 令和8年度(令和7年分)

## 市民税

## 申告書

申告書 県民税																		
現住所		整理番号																
羽咋市長 殿	羽咋市旭町ア200番地		業種又は職業															
	1月1日現在の住所	会社員																
		22-1111																
提出年月日	世帯主		羽咋太郎	続柄	本人													
年	月	日	フリガナ	ハクイタロウ	生年月日	個人番号			確認									
			氏名	羽咋太郎	大昭平	28.4.11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3

### 3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険 料控除	社会保険の種類	支払った保険料	
	国民健康保険税	185,300 円	
	国民年金保険料	165,480	
	合計		350,780
⑯ 生命保険 料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	
	178,000 円	15,250 円	
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	
	円	120,000 円	
⑯ 地震保険 料控除	介護医療保険料の計		
	54,000 円		
	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	
	48,000 円	円	
⑰～⑯ 寡婦控除、 ひとり親控除、 勤労学生控除	⑰ □寡婦控除 □死別 □生死不明 □離婚 □未帰還	⑯ ひとり親 控除	⑯ □勤労学生控除 (学校名)
㉑ 障害者控除	氏名	障害の程度	
	羽咋二郎	1 級度	
	個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4	1 級度	
	個人番号		
㉑～㉒ 配偶者控除	配偶者の氏名	生年月日	大昭 33.9.5 平令
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	100,000 円	
同一生計配偶者	個人番号 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5	□ 第三者配偶者の控除対象配偶者を除く	
㉓ 扶養控除	氏名	生年月日	同居・別居の区分
	羽咋梅子	大昭 7.6.1	✓ 同居 □ 別居
	個人番号 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5 6	統柄 母 45 特親	
	個人番号	大昭 平令	
㉔ 扶養控除	個人番号	□ 同居 □ 別居	
	個人番号	大昭 平令	
	個人番号	□ 同居 □ 別居	
	個人番号	大昭 平令	
16歳未満の扶養親族	氏名	生年月日	同居・別居の区分
	羽咋二郎	大昭 23.6.1	✓ 同居 □別居
	個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4	子の子	
	個人番号	大昭 平令	
16歳未満の扶養親族	個人番号	□ 同居 □別居	
	個人番号	大昭 平令	
	個人番号	□ 同居 □別居	
	個人番号	大昭 平令	
別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」にも 氏名、個人番号及び住所等を記入してください。			扶養控除額 の合計
			45 万円

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」にも氏名、個人番号及び住所等を記入してください。

扶養控除額  
の合計 45 万円

セルフメディケーション税制の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

## 5 給与・公的年金等に係る所得以外(65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

紙与から差し引き(特別徴収)  
 自分で納付(普通徴収)

分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税用)」をあわせて提出してください。

# 1~2 収入・所得金額について(申告書の番号に対応しています)

収入金額	前年中に収入することの確定した金額
必要経費	前年中に収入を得るために要した費用
所得金額	収入金額-必要経費-(専従者給与控除額)

事業	① 営業等	⑥ 卸売業、小売業、製造業、修理業、飲食業、サービス業、商品外交員、生命保険外交員、ホステスなどの方で農業以外の事業から生ずる収入	必要経費、所得金額の算出は収支内訳書(別紙)を使用し、申告の際には添付してください。
	② 農業	⑦ 米、野菜、花、果樹などの生産や栽培などから生ずる収入	
③	不動産	⑧ 賃家、貸間、貸アパート、貸駐車場、貸地などによる収入	
④	利子	⑨ 日本国外の銀行等に預けた預金の利子など (源泉分離課税となっている預貯金の利子等については申告不要です。)	
⑤	配当	⑩ 株式や出資金などの配当、剰余金の分配、証券投資信託の収益の分配などによる収入	
⑥	給与	⑪ 給料、賃金、賞与などの収入(前年中の総受給額で税金などを差し引く前の金額)。日給又は所得税を徴収している事業所に勤務している方は事業主からの給与の支払明細書の交付を受けるか、又は申告書裏面の月別収入欄に日給、勤務日数、月収などを記入してください。給与所得は下段の「給与所得の計算」で算出してください。	を所 利 得 用 の く 金 だ 額 さ は い 下 段
雑	⑦ 公的年金等	⑫ 国民年金法、厚生年金保険法、共済組合法等に基づく老齢年金や恩給などの収入 公的年金等の所得金額は下段の「公的年金等の雑所得の計算」で算出してください。	
	⑧ 業務	⑬ 原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による所得	
⑨	その他	⑭ 生命保険契約等に基づく年金、互助年金などの他のいすれの所得にも該当しないもの。	
⑪	総合譲渡	⑮ ゴルフ会員権など分離課税の対象とならない資産の譲渡による所得(50万円の特別控除があります。)これら以外の譲渡はお問い合わせください。	
—	時	⑯ 生命保険や損害保険の満期返戻金や解約による払戻金など労務や役務の対価に該当しない一時的な所得(50万円の特別控除があります。)	

給与所得の計算	
A.給与の収入金額	円
A の金額	給与所得
0円 ~ 650,999円	0円
651,000円 ~ 1,899,999円	A-650,000円 円
1,900,000円 ~ 3,599,999円	A÷4 千円未満切捨 B×2.8-80,000円 円
3,600,000円 ~ 6,599,999円	B×3.2-440,000円 円
6,600,000円 ~ 8,499,999円	A×0.9-1,100,000円 円
※8,500,000円 ~	A-1,950,000円 円

公的年金等の雑所得の計算	
A.公的年金等の収入金額	円
A の金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額
昭和36年1月2日以後生まれ	1,000万円以下 1,000万円超2,000万円以下 2,000万円超
~ 130万円以下	A-600,000円 円 A-500,000円 円 A-400,000円 円
130万円超 ~ 410万円以下	A×0.75-275,000円 円 A×0.75-175,000円 円 A×0.75-75,000円 円
410万円超 ~ 770万円以下	A×0.85-685,000円 円 A×0.85-585,000円 円 A×0.85-485,000円 円
770万円超 ~ 1,000万円以下	A×0.95-1,455,000円 円 A×0.95-1,355,000円 円 A×0.95-1,255,000円 円
1,000万円超 ~	A-1,955,000円 円 A-1,855,000円 円 A-1,755,000円 円

Aを上記の表にあてはめて計算し、算出された所得金額を給与所得は申告書の「2.所得金額」の⑥に、公的年金等の所得は申告書の「2.所得金額」の⑦に転記してください。ただし、これ以外の雑所得がある場合には合計した上で⑧若しくは⑨に金額を転記してください。

## 所得金額調整控除

※給与等の収入金額が850万円を超える、次の(1)~(3)のいずれかに該当する場合、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

- (1)本人が特別障害者に該当する
- (2)年齢23歳未満の扶養親族がいる
- (3)特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族がいる

◆所得金額調整控除=(給与等の収入金額-850万円)×0.1

※給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は1,000万円とする

給与等の収入金額(税込)	(最高1,000万円)
D-850万円	円
所得金額調整控除額 (E×0.1)	円
差引金額 (D-F)	円

G 「2所得金額」  
⑥に転記

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額	
A の金額	1,000万円以下 1,000万円超2,000万円以下 2,000万円超
昭和36年1月1日以前生まれ	~ 330万円以下 A-1,100,000円 円 A-1,000,000円 円 A-900,000円 円
330万円超 ~ 410万円以下	A×0.75-275,000円 円 A×0.75-175,000円 円 A×0.75-75,000円 円
410万円超 ~ 770万円以下	A×0.85-685,000円 円 A×0.85-585,000円 円 A×0.85-485,000円 円
770万円超 ~ 1,000万円以下	A×0.95-1,455,000円 円 A×0.95-1,355,000円 円 A×0.95-1,255,000円 円
1,000万円超 ~	A-1,955,000円 円 A-1,855,000円 円 A-1,755,000円 円

※計算結果がマイナスの場合は0円となります。

給与所得控除後の給与等の金額 (Cの金額)	(最高10万円)
公的年金等の 雑所得の金額(Bの金額)	(最高10万円)
所得金額調整控除額 (H+I)-10万円)	円
差引金額 Gに金額がある場合 (G-J)	円
上記以外の場合 (C-J)	円

「2所得金額」  
⑥に転記

# 所得控除の計算欄 (ここに当てはめて計算してください。)

## ⑯生命保険料控除額の計算

【契約日が平成24年1月1日以降】

A	新生命保険料(合計)	
B	新個人年金保険料(合計)	
C	介護医療保険料(合計)	
① 新生命保険料	Aの金額	控除額
	~ 12,000円	Aの金額 円
	12,001円 ~ 32,000円	A×0.5+6,000円 円
	32,001円 ~ 56,000円	A×0.25+14,000円 円
	56,001円 ~	28,000円
計①+②(最高28,000円)	③	円
④ 新個人年金保険料	Bの金額	控除額
	~ 12,000円	Bの金額 円
	12,001円 ~ 32,000円	B×0.5+6,000円 円
	32,001円 ~ 56,000円	B×0.25+14,000円 円
	56,001円 ~	28,000円
計④+⑤(最高28,000円)	⑥	円
ハ 介護医療保険料	Cの金額	控除額
	~ 12,000円	Cの金額 円
	12,001円 ~ 32,000円	C×0.5+6,000円 円
	32,001円 ~ 56,000円	C×0.25+14,000円 円
	56,001円 ~	28,000円

## ⑯地震保険料控除額の計算

A	地震保険料の金額(合計)	円
B	旧長期損害保険料の金額(合計)	円
C 地震保険料	Aの金額	地震保険料の控除額
	~ 50,000円	Aの金額×0.5 円
	50,001円 ~	25,000円
D 旧長期損害保険料	Bの金額	旧長期損害保険料の控除額
	~ 5,000円	Bの金額 円
	5,001円 ~ 15,000円	B×0.5+2,500円 円
	15,001円 ~	10,000円
E	C + D	地震保険料控除額(最高25,000円) 円

(平成18年12月31日までに締結したもので、保険期間が10年以上で満期返戻金があるものです。)

申告書の「所得から差し引かれる金額」の⑯に「E」の金額を転記してください。

## ⑰雑損控除額の計算

A	損害金額(合計)	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A - B(差引損失額)	円
D	申告書の⑯+退職所得金額+山林所得金額	※ 円
E	D × 0.1	円
F	C - E	円
G	Cのうち災害関連支出の金額	円
H	G - 50,000円	円
I	FとHのいずれか多い方の金額	円

申告書の「所得から差し引かれる金額」の⑰に「I」の金額を転記してください。

\*当該金額の計算で申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(特別控除前)の合計額を加算します。

## 【契約日が平成23年12月31日以前】

D	旧生命保険料(合計)	
E	旧個人年金保険料(合計)	
② 旧生命保険料	Dの金額	控除額
	~ 15,000円	Dの金額 円
	15,001円 ~ 40,000円	D×0.5+7,500円 円
	40,001円 ~ 70,000円	D×0.25+17,500円 円
	70,001円 ~	35,000円
②と③のいずれか大きい金額	イ	円
⑤ 旧個人年金保険料	Eの金額	控除額
	~ 15,000円	Eの金額 円
	15,001円 ~ 40,000円	E×0.5+7,500円 円
	40,001円 ~ 70,000円	E×0.25+17,500円 円
	70,001円 ~	35,000円
⑤と⑥のいずれか大きい金額	ロ	円
生命保険料控除(最高70,000円)	二	円
申告書の「所得から差し引かれる金額」の⑯に「二」の金額を転記してください。		
⑰～⑲配偶者控除額・配偶者特別控除額の計算		
A	配偶者の合計所得金額	円
(上記のAを当てはめて算出してください)		
配偶者の合計所得額	あなたの合計所得額	
	900万円以下	900万円超 950万円以下
58万円超 95万円以下	330,000円	220,000円 110,000円
95万円超 100万円以下	330,000円	220,000円 110,000円
100万円超 105万円以下	310,000円	210,000円 110,000円
105万円超 110万円以下	260,000円	180,000円 90,000円
110万円超 115万円以下	210,000円	140,000円 70,000円
115万円超 120万円以下	160,000円	110,000円 60,000円
120万円超 125万円以下	110,000円	80,000円 40,000円
125万円超 130万円以下	60,000円	40,000円 20,000円
130万円超 133万円以下	30,000円	20,000円 10,000円
B	配偶者(特別)控除	円
申告書の「所得から差し引かれる金額」の⑰～⑲に転記してください。		
⑲特定親族特別控除額の計算		
特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額	
58万円超 95万円以下	450,000円	
95万円超 100万円以下	410,000円	
100万円超 105万円以下	310,000円	
105万円超 110万円以下	210,000円	
110万円超 115万円以下	110,000円	
115万円超 120万円以下	60,000円	
120万円超 123万円以下	30,000円	
A	支払った医療費	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A - B	円
D	申告書の⑯+退職所得金額+山林所得金額	※ 円
E	D × 0.05	円
F	100,000円とEの いずれか少ない方の金額	円
G	C - F	(最高2,000,000円) 円

## 5 納税方法について（申告書の番号に対応しています）

給与所得者で給与所得以外の所得に対する市県民税を給与から差し引かることを希望する方は、給与から差し引き（特別徴収）に、自分で納付することを希望する方は、自分で納付（普通徴収）の□に印をつけてください。

## 6 納税方法について

日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。

月	日 給	勤務日数	月 収
1	円		円
2			
3			
			↓
10			
11			
12			
賞 与 等			
合 計			
勤務先所在地			
勤務先名			
電話番号			

## 7 事業・不動産所得については収支内訳書(別紙)に記載してください。

## 8 配当所得に関する事項（記載例）

配当の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
株式	○○株式会社	令和7.7	35,000円	0円
	国外株式に係る 外国所得税額			

## 9-1 雑所得(業務)に関する事項(記載例)

種 目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
報酬	シルバー人材センター	750,000円	650,000円

## 9-2 雑所得(その他)に関する事項(記載例)

種 目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
個人年金	○○生命保険㈱	400,000円	300,000円

## 10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

※ 譲渡所得の特別控除額は、50万円(差引額が50万円に満たない場合には、その差引相当額)、一時所得も同じ。

総合譲渡	短 期	収 入 金 額	必 要 経 費
	長 期		
	一 時		
差引(収入金額-必要経費)		特 別 控 除 額	所得金額(差引金額-特別控除額)
		イ	円
		ロ	円
		ハ	
二 合 計(イ十[ロ+ハ]×1/2)			

右上のイの金額を申告書のコに、ロの金額をサに、ハの金額をシに記入してください。  
上の二の金額を申告書表面の⑪の所得金額欄に記入してください。

## 11 事業専従者に関する事項について

白色専従者給与（控除）限度額

①か②のいずれか少ない額

①配偶者 86万円 その他 50万円

②(事業所得+不動産所)  
(得十山林所得金額) ÷ (事業専従者の数+1)

## 12 別居の扶養親族等に関する事項について

別居の控除対象配偶者、扶養親族がいる場合に記載してください。

## 13 事業税に関する事項について

この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。

※ 事業税に関する詳細については石川県中能登総合事務所までお問い合わせください。

（電話0767-52-6112）

## 14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特別控除対象)	円
住所地の共同募金会、 日赤支部分・都道府県、 市区町村(特別控除対象以外)	
条例指定分	都道府県 市区町村

「都道府県、市区町村分(特別徴収控除対象)」、「住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分(特別徴収控除対象外)」の各欄には、当該団体へ寄附した金額を記入してください。

「条例指定分」の「都道府県」、「市区町村」の各欄には、石川県及び羽咋市の条例で指定された寄附金を支出した場合にそれぞれ記入してください。

【ふるさと納税でワンストップ特例を申請した方へ】

ワンストップ特例を申請(寄附金税額控除に係る申告特例申請書を提出)した方で、以下の場合には特例の適用を受けることができません。

●市民税・県民税の申告書や確定申告書を提出した場合

●ふるさと納税がら団体を超えた場合

この場合は、市民税・県民税の申告や確定申告の際に、寄附金に関する申告が必要ですので、お忘れのないようお願いします。

## 16 通信欄（3.家屋敷等について）

羽咋市内に事務所、事業所又は家屋敷があり、羽咋市内に住所がない方は、該当欄に印を記入のうえ、税務課までお問い合わせください。

給与所得者が特定支出をした場合において、前年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額を超えるときは、給与所得控除後の金額からその超える部分の金額を控除した金額を、給与所得の金額とすることができます。
---

地方税法の改正があった場合は、それに従い税額計算します。
------------------------------

## 《お願い》

令和7年中に所得のなかった人でも、非課税証明等の資料となりますので、提出用申告書に住所、氏名と通信欄（裏面）に該当事項を記入のうえ提出してください。

ご不明な点などがありましたら、お気軽に問い合わせください。

【申告書の提出先、お問い合わせ先】〒925-8501 羽咋市旭町ア200番地 羽咋市役所税務課 電話 22-7130